

令和4年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

8月8日現在

目安 ランク	都道府県名	令和3年度 決定金額	改定額 (予定額)	引上げ額	目安差額	本審結審日 (専門部会結審)	効力発生日 (予定日)
C	北海道	889	920	31	1	8月8日	10月2日
D	青森	822					
D	岩手	821					
C	宮城	853	883	30		* 8月5日	10月1日
D	秋田	822	853	31	1	8月5日	10月1日
D	山形	822					
D	福島	828					
B	茨城	879	911	32	1	8月5日	10月1日
B	栃木	882	913	31		8月5日	10月1日
C	群馬	865					
A	埼玉	956	987	31		8月5日	10月1日
A	千葉	953	984	31		8月5日	10月1日
A	東京	1041	1072	31		8月5日	10月1日
A	神奈川	1040	1071	31		8月5日	10月1日
C	新潟	859	890	31	1	8月5日	10月1日
B	富山	877	908	31		8月5日	10月1日
C	石川	861					
C	福井	858	888	30		8月8日	10月2日
B	山梨	866					
B	長野	877	908	31		8月5日	10月1日
C	岐阜	880	910	30		8月5日	10月1日
B	静岡	913					
A	愛知	955	986	31		* 8月4日	10月1日
B	三重	902	933	31		8月5日	10月1日
B	滋賀	896					
B	京都	937					
A	大阪	992	1023	31		* 8月4日	10月1日
B	兵庫	928	960	32	1	* 8月5日	10月1日
C	奈良	866	896	30		8月5日	10月1日
C	和歌山	859	889	30		8月5日	10月1日
D	鳥取	821					
D	島根	824					
C	岡山	862	892	30		8月5日	10月1日
B	広島	899	930	31		8月5日	10月1日
C	山口	857					
C	徳島	824					
C	香川	848	878	30		8月5日	10月1日
D	愛媛	821					
D	高知	820					
C	福岡	870					
D	佐賀	821	853	32	2	8月8日	10月2日
D	長崎	821					
D	熊本	821	853	32	2	8月5日	10月1日
D	大分	822					
D	宮崎	821					
D	鹿児島	821					
D	沖縄	820					

* 最低賃金審議会令第6条5項の適用

* 効力発生日は、答申の公示後の意義の申出の状況により変更となる可能性あり